

特例受贈事業用資産に係る贈与者が死亡した場合の **特例受贈事業用資産に係る事業** に関する明細書  
**現物出資に係る承継会社**

特例事業受贈者の氏名		入力	確認
被相続人（贈与者）の氏名			
1 特例受贈事業用資産の贈与を受けた年月日		年	月 日
2 直前基準日 <sup>(注1)</sup>		年	月 日
3 特例受贈事業用資産に係る事業に関する明細 <sup>※1</sup>			
屋号		所在場所	
直前基準日の属する年の前年以前の各年（その直前基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日 <sup>(注2)</sup> の属する年の前年以前の各年を除きます。）の特例（受贈）事業用資産に係る事業の総収入金額			
前年	前々年	前々々年	
円	円	円	
※ 承継会社の設立に伴う特例受贈事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項の承認を受けた特例事業受贈者は4欄を記載し、この欄の記載は不要です。			
4 現物出資に係る承継会社に関する明細 <sup>※2</sup>			
特例受贈事業用資産の現物出資をした日		年	月 日
承継会社の名称		本店の所在地	
(変更前)		(変更前)	
直前基準日までに終了する各事業年度（その直前基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日までに終了する各事業年度を除きます。）における総収入金額			
直前の事業年度	2期前の事業年度	3期前の事業年度	
円	円	円	
直前基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその直前基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日			
事実発生日	年 月 日	事由	
直前基準日における資本金の額又は出資金の総額			円
直前基準日における準備金の額			円
※ 承継会社の設立に伴う特例受贈事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項の承認を受けた特例事業受贈者はこの欄を記載し、3欄の記載は不要です。			

この明細書は相続税の申告書と一緒に提出してください。

※欄は記入しないでください。

## (記載方法等)

この明細書は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている特例事業受贈者に係る贈与者<sup>(注3)</sup>が死亡したことにより同法第70条の6の9の規定に基づき特例事業受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（同法第70条の6の10）の規定の適用を受ける場合において、直前基準日から3か月を経過する日が贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来するときに作成し、相続税の申告書と一緒に提出してください。

(注1) 「直前基準日」とは、贈与者の死亡の日の翌日以後最初に到来する特例（贈与・相続）報告基準日であって、その特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から3か月を経過する日がその贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限前にあるものをいいます。

(注2) 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例受贈事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

(注3) 贈与者には、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の全部又は一部の贈与がその贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（免除対象贈与）である場合における、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）を含みます。